

## 道産食品登録制度手続要領

### 第1 目的

この要領は、道産食品登録制度要綱（以下「要綱」という）に基づき実施する登録手続について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 申請等の様式関係

要綱に定める申請、届出、登録、承認、通知及び報告は、次表に定める様式による。

要綱の定め	様式
第4の1	別記様式第1号 道産食品登録申請書
第7の1及び第7の2	別記様式第2号 道産食品登録マーク使用許諾申請書（登録業者）
第7の1及び第7の2	別記様式第3号 道産食品登録マーク使用実績報告書（登録業者）
第7の1及び第7の2	別記様式第4号 道産食品登録マーク使用許諾変更申請書（登録業者）
第7の2	別記様式第5号 道産食品登録マーク使用届出書（登録業者以外の者）
—	別記様式第6号 削除
第4の3の（5）	別記様式第7号 道産食品登録食品検認申請書
第4の3の（6）のア、イ	別記様式第8号 道産食品登録食品生産休止（廃止）届出書
第4の3の（6）のウ	別記様式第9号 道産食品登録食品生産再開届出書
第4の3の（6）のエ	別記様式第10号 道産食品登録事業者名称等変更届出書
第4の3の（7）	別記様式第11号 道産食品登録変更申請書
第5の1	別記様式第12号 道産食品登録機関登録申請書
第5の3	別記様式第13号 道産食品登録機関業務規程変更届出書
第5の4	別記様式第14号 道産食品登録機関名称等変更届出書
第5の5	別記様式第15号 道産食品登録事項変更申請書
第5の6の（1）	別記様式第16-1号 道産食品登録書（日本語版） 別記様式第16-2号 道産食品登録書（英語版・要望がある場合）
第5の6の（1）	別記様式第17号 道産食品登録変更（非登録変更）書
第5の6の（2）	別記様式第18号 道産食品登録マーク使用許諾書（登録業者）
第5の6の（2）	別記様式第19号 道産食品登録マーク使用変更許諾書
—	別記様式第20号 削除
第5の6の（3）	別記様式第21号 道産食品登録食品検認結果通知書
第5の6の（4）	別記様式第22号 道産食品登録取消通知書
第5の6の（7）	別記様式第23号 道産食品登録報告書
第5の7	別記様式第24号 道産食品登録機関業務廃止届出書
第6の1	別記様式第25号 道産食品登録機関登録（非登録）通知書
第6の3	別記様式第26号 道産食品登録機関登録事項変更承認（非承認）書
第6の5	別記様式第27号 道産食品登録機関立入検査員証
第6の5	別記様式第28号 道産食品登録検査結果通知書
第6の6	別記様式第29号 道産食品登録機関取消通知書

### 第3 登録事業者関係

- 1 要綱第4の1に定める登録を受けようとする者の申請は 登録を受けようとする道産食品ごとに、第2の様式に次の書類各1部を添えて行うものとする。

ただし、一の登録機関に対し、複数の道産食品の登録を申請する場合にあっては、登録を受けようとする道産食品の数にかかわらず、(1)の書類は1部とする。

(1) 登記簿の謄本(個人の場合は、市町村長が発行した身分証明書)
- 2 要綱第4の3の(2)に定める許諾を受けようとする者の申請は、許諾を受けようとする登録道産食品ごとに、第2の様式により行うものとする。
- 3 要綱第4の3の(3)に定める登録道産食品の生産及び流通に係る関係書類は、当該書類の記録に関する事業年度の末日から3年を経過する日まで保存しなければならない。
- 4 要綱第4の3の(6)のア、イに定める登録道産食品の生産休止又は廃止に係る届出は、生産を休止又は廃止する2週間前までに、第2の様式により行うものとする。
- 5 要綱第4の3の(6)のウに定める登録道産食品の生産の再開に係る届出は、生産を再開する2週間前までに、第2の様式により行うものとする。
- 6 要綱第4の3の(6)のエに定める名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出は、変更後2週間以内に、第2の様式に登記簿の謄本等当該変更の事実を確認できる書類2部を添えて行うものとする。

### 第4 登録機関関係

- 1 要綱第5の1に定める登録機関となろうとする者の申請は、第2の様式に次の書類各1部を添えて、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)により行うものとする。

なお、登記簿の謄本など電磁的記録による提出が困難な書類は、当面の間、書面により提出を行うものとする。

(1) 業務規程

(2) 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

(3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、財産目録及び貸借対照表

ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

(4) 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 2 要綱第5の3に定める業務規程の内容の変更に係る届出は、変更後の業務規程による業務を開始する2週間前までに、第2の様式に変更後の業務規程1部を添えて、書面又は電磁的記録により行うものとする。
- 3 要綱第5の4に定める登録機関の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出は、変更後2週間以内に、第2の様式に定款、寄付行為、登記簿の謄本等当該変更の事実を確認できる書類1部を添えて行うものとする。

なお、登記簿の謄本など電磁的記録による提出が困難な書類は、当面の間、書面により提出を行うものとする。

4 要綱第5の5に定める登録業務を行う審査員又は判定員、要綱第6の1の(3)に定める者の兼業の内容の変更に係る申請は、第2の様式を書面又は電磁的記録により行うものとする。

5 要綱第5の6の(1)に定める審査及び要綱第5の6の(3)に定める検査の方法は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準（ISO/IEC17065：2012及び17021：2011（JISQ17065及びJISQ17021）（以下「認証機関に関する国際基準」という。））に適合する方法により行わなければならない。

6 要綱第5の6の(6)に定める帳簿の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 帳簿の記載事項は、認証機関に関する国際基準に基づくものとする。
- (2) 登録機関が備え付けておかなければならない帳簿は、登録又は検認を行った日の属する事業年度の末日から3年を経過する日まで保存しなければならない。
- (3) 帳簿については、電磁的な記録によるものを認めるものとする。

7 要綱第5の6の(7)に定める報告は、第2の様式により、次表の左欄に掲げる報告の内容に応じ、同表の右欄に定める書類を添えて報告する。

要綱第4の3の(6)のア、イ	登録事業者から提出のあった別記様式第8号の写し
ウ	登録事業者から提出のあった別記様式第9号の写し
エ	登録事業者から提出のあった別記様式第10号及びその添付書類の写し
要綱第5の6の(1)	申請者に通知した別記様式第16号又は同17号の写し及び第3の(1)に定める書類
要綱第5の6の(3)	登録事業者に通知した別記様式第21号の写し
要綱第5の6の(4)	登録事業者に通知した別記様式第22号の写し

8 要綱第5の7に定める登録業務を実施する区域の変更、その業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止又は行政処分等により、その業務を実施することができなくなったときの届出は、速やかに、第2の様式を書面又は電磁的記録により行うものとする。

## 第5 登録マーク

### 1 登録マークの使用

登録マークは、要綱の定めにより次の場合に限り使用できるものとする。

- (1) 登録機関から登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）
  - ① 登録道産食品にシールとして貼付又は印刷して表示する場合。
  - ② 登録道産食品の販売促進等（制度PRを含む）に使用する場合。
- (2) 登録機関に登録マーク使用の届出を行う者。
  - ① 登録制度のPR等に使用する場合。
  - ② 登録道産食品の販売促進等（制度PRを含む）に使用する場合。

### 2 遵守事項

登録マークの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録事業者。

あらかじめ別記様式第2号により登録マーク使用許諾を登録機関に申請し、別記様式第18号の使用許諾書を登録機関から受けること。

(2) 登録機関に登録マーク使用の届出を行う者。

あらかじめ別記様式第5号により道産食品登録マーク使用届出書を登録機関に提出すること。

### 3 誤認の防止

登録事業者及び登録機関に登録マーク使用の届出をおこなった者は、消費者等に誤認させるような方法で登録マークを表示してはならない。

### 4 使用実績の報告

登録事業者は、登録マークの使用管理に関する記録簿を備え、毎年3月末までの登録マークの使用実績を別記様式第3号により、翌4月末までに登録機関に報告しなければならない。

### 5 登録マークの使用中止

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録マークの使用中止を命ずる。

(1) 要綱の規定による登録の取消しを行った場合。

(2) 1の使用以外に使用した場合。

(3) 3に該当した場合。

## 附 則

1 この要領は、平成18年1月1日から施行する。

2 平成19年4月4日一部改正

3 平成19年12月10日一部改正

4 平成21年3月3日一部改正

5 平成23年6月17日一部改正

6 令和4年2月8日一部改正